

連携職種

職種紹介 (医療機関)

1 小児科医

全国で約2万人*います。新生児期から思春期まで幅広い年齢の子どもとその親御さんに接します。乳幼児期までは、親御さんの育児や子どもの発達への悩みについて相談を受け、学童期から思春期は、子どもの問題行動や不登校の相談を受けています。特に身体症状を訴えている場合は小児科医の診察が必要です。身体症状の緩和に生活指導、親子カウンセリングや薬物療法で対応しています。保健師さんや学校の担任・養護の先生、スクールソーシャルワーカーの方と連携をします。子どもの心の相談医(日本小児科医会HP)や小児心療外来を開設している病院に連絡をください。症状の内容や親子の問題の内容によって、かかりつけ医から専門医まで幅広い対応をします。

* 2019年12月時点での小児科専門医数は16,659人

2 産婦人科医

産婦人科医は、全国で約2万人*います。産科領域では、妊婦の心身の変化に直接接することによって妊娠、出産、育児の切れ目ない支援を通して母子間の絆につなげる立場にあります。婦人科領域では、思春期女子の心身のケア(月経不順や望まない妊娠等)を通して、思春期女子を取りまく家庭環境にも接する立場にあります。望まない妊娠の若年妊婦には、特別養子縁組などの母子の支援体制構築に関与しています。母親の産後うつ、育児ノイローゼには、産褥健診(産後ケア)を通して早期に発見し、地域への情報発信元として早期介入の第一歩を担っています。産婦人科は幅広い領域をカバーするので、医師の専門性をご確認ください。

* 2019年12月時点での産婦人科専門医数は13,454人

3 精神科医

現在日本に約1.8万人*います。精神科医は主に思春期から老年期に至るまでの患者を診ており、就学支援、就労支援、産後うつの対応などライフステージに沿って子どもも親も治療します。希死念慮、自傷他害、依存症の診断治療が可能で、心理士と連携して心理査定を行い、病態水準や理解力、発達に合わせて精神療法、薬物療法、環境調整を行います。思春期心性を理解し、特に発症年齢が思春期である統合失調症の診断治療が得意です。デイケア、訪問看護、カウンセリングなど、コメディカルと連携した心理社会的治療を行います。病院ごとに扱う疾患が大きく異なるため、保健センターや精神保健福祉センターにご相談、あるいは事前に病院に直接ご確認ください。

* 2019年12月時点での精神科専門医数は12,300人

職種紹介 (医療機関)

4 子どものこころ専門医

子どものこころ専門医は全国で499人*います。小児精神医学、小児心身医学を基礎として、発達障害、心身症、不登校、子ども虐待、子どもの精神疾患など、子どもの心の諸問題に対応する専門医です。我が国の子どもの心の診療は、心の問題をサブスペシャリティとする小児科医と、児童思春期をサブスペシャリティとする精神科医によって担われてきました。子どものこころ専門医は、小児科専門医と精神科専門医の双方を基盤領域とするサブスペシャリティ専門医として位置づけられています。必要に応じて保護者治療も同時に行うこともありますが、専門医の数が少ないため大人の精神科と役割分担して治療されていることが多いのが現状です。

* 2019年12月時点での子どものこころ専門医の数

5 児童精神科医

児童精神科医は、現在日本に368人*います。乳幼児期から青年期の子どもたちを中心に、養育者と協力しながら診療を行います。乳幼児期には主に精神運動発達や育児の困難感について、学童期から青年期にかけては不安症状や気分の落ち込み、自傷行為、自殺企図などの相談を受けています。児童精神科では本人、養育者の支援はもちろん子どもたちが長い時間をともにする学校の先生や地域で支援を行う保健師、児童心理司などの支援者との連携が必要となることが珍しくありません。社会的な需要に比べ未だ児童精神科医の数は十分でなく、予約から受診までに時間を要する場合も多いため、受診前に病院にご確認いただくことをお勧めいたします。

* 2019年6月9日時点での日本児童青年精神医学会認定医の数

6 心療内科医

現在、心療内科(心身医学)認定医・専門医は386人*います。心療内科は園児・児童から老年期まで幅広く患者を診ています。不登校や摂食障害、頭痛・腹痛、過敏性腸症候群、過呼吸症候群、起立性調節障害、パニック障害、社交不安障害など思春期・青年期に多い疾患と学童によくみられる心因性視力障害や難聴、抜毛症も診ています。心理士と連携して心理状態や発達障害の有無について心理査定を行い、病状水準、理解力、発達に合わせて薬物療法や心理療法、環境調整、カウンセリングを行います。心理・社会的因子が関係した身体症状の診断治療が得意です。精神科と心療内科では得意とする疾患、分野が異なるため事前にクリニックにご確認ください。

* 2019年11月時点での心療内科認定医・専門医の数

7 小児神経科医

小児神経科医は脳や心の機能や発達の専門家です。全国で1,213人*の小児神経専門医がいます。成長発達する中で、神経や精神などの脳の働きに不具合や支障が起こることがあります。ひきつけ、手足の動きの異常、感覚の異常、言葉の障害、行動の問題など現れる症状はいろいろです。また、私たち人間にはいろいろな個性がありますが、自閉スペクトラム症や注意欠如/多動性症、限局性学習症、チック、場面緘黙などで困っている場合にも、小児神経科医に相談することができます。もちろん病気によって生じる心の悩みにも対応をしています。各地の小児神経専門医/発達障害診療医師のいる病院と施設を小児神経学会HPに掲載しています。 <https://www.childneuro.jp/>

* 2019年12月時点での小児神経科専門医の数

8 公認心理師 / 心理士

公認心理師は、全国で約35,000人*います。人は、落ち込んだり、不安だったりすると、どうしても柔軟に考えられなくなったり、うまく行動できなくなったりします。心理士は、カウンセリングを通して、ストレスなどで固まって狭まってしまった考えや行動を患者さんがご本人の力で柔らかくときほぐし、自由に考えたり行動したりするのをお手伝いします。また、その方の現状を知るための知能や発達に関する検査、パーソナリティに関する検査、認知機能や記憶などの神経心理学に関する検査等、様々な心理査定も心理士の仕事です。対象は子どもから大人まで幅広く、精神科医、小児科医、産婦人科医、学校関係者と連携をとりながら病院や学校で活動しています。

* https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02578.html (06721.html)

9 助産師

助産師は、妊婦健診・相談、分娩介助、産後の母子のケアを専門としています。全国で約4万人いて、その8割が病院や診療所で勤務しています。その他には、地域で助産所や母乳育児相談所を開業している助産師、保健所・保健センターで母親学級や新生児訪問、産後ケア事業に携わっている助産師もいます。すべての助産師は、看護師の免許を持っています。医療施設、地域における母子の支援のみならず、女性の一生の健康を身近で支える職業です。特定妊婦等には、助産師が担当制で継続的に支援している医療施設が多いです。病院、診療所、助産所に直接連絡ください。

10 看護師

看護師は全国で約121万人います。所属する部署により、診療の介助、医療的なケア、生活の調整やお世話、相談の窓口の役割をします。お子さん自身からの相談を受けたり、ご家族のお子さんへの関わり方の悩みや子育ての相談にも応じ、家族内の調整なども行います。看護師が窓口となり適切な専門家(医師、心理士、SW*、保健師、助産師、学校の担任、養護教諭、SSW*の方など)と連携をとります。病院によっては、専門的に勉強した小児看護専門看護師、精神看護専門看護師、家族支援専門看護師、精神リエゾン看護師もいます。また在宅療養するお子さんを家庭に訪問する訪問看護師も、ご家庭全体を支援しています。まずは身近な看護師にご相談ください。

* SW: ソーシャルワーカー、SSW: スクールソーシャルワーカー

11 精神保健福祉士 (PSW)

精神保健福祉士(PSW: Psychiatric Social Worker)は、全国に85,000人います。精神的に障がいがある人やその家族からの相談に乗り、手続きを紹介したり、医学的なりハビリテーションを行ったり、よりよい生活を送れるようサポートする職業です。1997年「精神保健福祉士」として国家資格化されました。近年、児童領域では虐待、発達障害者支援、老年期では認知症に伴う日常生活支援事業など、さらに司法面においては後見人制度や犯罪者の社会復帰など、様々な精神面に関与する問題についての社会医療事業にかかわっています。特に医療面においては、総合病院におけるリエゾンチームとして、また、訪問支援の一員として地域と医療、福祉機関を結ぶ役割を担っています。

12 医療ソーシャルワーカー (MSW)

医療ソーシャルワーカー(MSW: Medical Social Worker)は、全国で約13,000人*います。出産前の妊婦から終末期、さらに残された家族などの生活上に生じるさまざまな心理的・社会的な問題への支援を医療機関内のスタッフや外部の医療・福祉・行政機関と連携して行います。具体的には、医療費、在宅療養、療育、就学、就労、児童虐待、子育てなどの問題に対して、医療・福祉・民間サービスなどの社会資源を活用しながら、子どもと家族の地域の中での暮らしを支援するとともに、生活の質を高めるための活動を行っています。各病院の地域医療連携室、医療相談室の医療ソーシャルワーカーにご相談ください。

* 厚生労働省統計「病院の従事者数」

職種紹介 (医療機関)

13 管理栄養士 / 栄養士

管理栄養士は国内に約20万人以上登録されています。活躍の場としては教育施設、行政、学校、保育、介護施設、産業給食、医療系と多岐にわたります。病院栄養士の業務としては主に入院患者さんの食事を提供する給食管理、栄養状態を観察、評価をする栄養管理に区別することができます。栄養管理に関しては主に診療報酬に則った医師の指示による栄養指導業務があります。小児科の栄養指導でも小児糖尿病や腎炎、ネフローゼ、アレルギーなどがあり、時には肥満や成長不全、摂食障害なども指導に当たります。特に心の診療の場合、ご家族や他のスタッフとともにチームを組みカンファレンスを行い患者さんに寄り添った栄養管理の提供をしております。

14 言語聴覚士

日本言語聴覚士協会登録言語聴覚士は全国で17,890人います。勤務先は医療、福祉、教育、養成校、研究機関などです。言語聴覚士の対象は先天性、後天性の言語やコミュニケーション障害です。発達障害、学習障害などでは主に認知アプローチにより個人内能力の不均衡を緩和します。吃音、構音障害は言いやすさへのアプローチを行い、自己肯定力を高めます。言語発達遅滞ではご両親と共に発達段階に応じた支援を行います。いずれもご両親の心の葛藤に寄り添いますが、特に失語、高次脳障害では受傷後、難聴や口蓋裂などでは誕生直後から子どもの言語能力を高めることで緩和していきます。

15 作業療法士

全国に6万人いる作業療法士の中で、小児分野を専門とする人は2,000人*程います。乳幼児期から成年期に至るまでの幅広い年齢の子どもとその親御さんに接します。日常生活活動、学習能力、社会性などの心身の発達に課題を抱えた子どもに対して、遊び、生活動作、集団活動、就労支援活動など作業活動の遂行状況の把握を通じて指導をしています。また、子どもの特性など親御さんが抱える悩みに対して、理解を深めてもらい、親子のコミュニケーションの発達や対人関係の発達を支援します。小児病院、精神病院、児童発達支援センター、特別支援学校などで他の医療職の方々と共に、症状の内容や親子の問題の内容によって、幅広い対応をします。

* 2017年度 日本作業療法士協会会員統計資料

職種紹介 (医療機関)

16 理学療法士

理学療法士は全国で約12万人*います。理学療法士は乳児から高齢者まで原因を問わず運動機能が低下した状態にある人々を対象に、主に運動療法によって寝起き立ち座り、歩くなどの日常生活動作の向上を目指します。医師の指示と助言に基づいて、子供や親の心身の状態や障害、疾患を理解した上で、その方の潜在的な運動能力を適切に評価し最大限に引き出すことを目標に理学療法を立案・実施します。また自宅や学校などで行える理学療法や日常生活での適切な介助や姿勢・動作の方法、補装具や生活環境整備の必要性について、対象者の個性と対象者を取りまく環境を重視した上で提案することも得意です。

* 2019年3月末時点の日本理学療法士協会会員数

17 Hospital play specialist / Child Life Specialist (子ども療養支援士) ホスピタル・プレイ・スペシャリスト / チャイルド・ライフ・スペシャリスト

北米のチャイルド・ライフ・スペシャリスト(CLS)、英国のホスピタル・プレイ・スペシャリスト(HPS)、子ども療養支援士(日本)は、欧米諸国の小児医療において標準的スタッフとして活動しています。日本ではまだ200人程度です。病気や障がいをもつ子どもの成長発達を支援し、入院や治療にまつわるトラウマを軽減・緩和する援助を行い、本来もつ子どもの自律性を支援します。子どもの発達段階や個性に配慮しながら、自分の課題(治療等)に主体的に取り組めるように環境を整えます。子どもや家族の個々のニーズに応じた心理社会的支援に特化した活動を行ないます。子ども・家族中心のケアをモットーに、病気を持つ子どもと家族のアドボケート*とエンパワメント*を行うという役割を持っています。

* アドボケート：代弁者、エンパワメント：力を与える

18 病棟保育士

病棟に勤務する保育士は、全国で590名*います。医療施設で働く保育士を医療保育士と言い、医療保育学会が認定する医療保育専門士は平成28年度で全国に160名います。主な活動内容は、入院生活をより日常に近いよう環境調整する生活支援、医療をその子なりに受け入れることが出来るよう行うプレパレーション、医療で受けた苦痛を昇華させるために行うメディカルプレイなど心理的・精神的支援、病気により生じる親子の危機を回避し、親子の絆をより強固にするために世話をするマザーリング(母のレスパイトを含む)、同胞への関わりなどの家族支援、あるいはソーシャルワークの一部も含まれます。日本医療保育学会を参照してください。 <http://www.iryohoiku.jp/>

* 2014年度 厚生労働省医療施設調査

19 養護教諭

日本に約51,500校ある幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の保健室に勤務している養護教諭は約38,000人です。養護教諭は学校で、救急処置、健康診断、環境衛生検査、安全管理など、子どもたちの健康管理や健康の保持増進に関わる活動を行う先生です。近年の学校では、いじめや虐待、不登校、貧困など子どもたちが抱える問題が多様化、複雑化しています。養護教諭はこのような問題を抱える子どもたちにいち早く気づき、担任や保護者と協力して解決に導くとともに、子どもたちに寄り添いながら生涯を通じて心身ともに健康で生きる力を育むための指導や教育を行っています。

20 スクールカウンセラー

H26年文部科学省の調査では1校1名体制のスクールカウンセラー(SC)配置校は23,800校です。SCの仕事は、相談者への心理的見立てと対応を行うことです。それは児童生徒の悩みでいじめのことや友人関係など様々な話を一対一で聞き、一人で悩むのではなくその悩みの問題解決と一緒に考えて学校適応を支援することです。また、保護者が児童生徒との関係に悩むときも同様に共に考え、必要に応じて教員への橋渡しを行います。さらに、教職員へのコンサルテーション(助言・協議・相談)も行い全て守秘義務の中で行います。児童生徒が通うスクールカウンセラーに相談するには、直接予約を入れるかスクールカウンセラー担当教員に予約をお願いするとよいでしょう。

21 スクールソーシャルワーカー

文部科学省予算によるスクールソーシャルワーカーの配置人数は現在、10,047人です。しかし、地方自治体が独自予算で雇用しているスクールソーシャルワーカーもいます。今日、学校での子どもたちの課題は、不登校、いじめ、児童虐待、非行、発達障害、子どもの貧困、家庭課題等と多様化し、学校だけの取り組みでは難しく、学校・家庭・関係機関・地域が協働して取り組んでいく必要があります。そのコーディネーター役を担うのがスクールソーシャルワーカーで、社会福祉士及び精神保健福祉士の国家資格を有する社会福祉の専門職です。市町村教育委員会に所属し、学校からの子ども支援依頼を受けて実働していきます。

22 保育士

保育士の勤務者数は、全国で約44万人*です。勤務先は、全国の保育所を中心に児童福祉施設、自治体や地域の子育て支援機関等です。保育所では、子どもたち一人ひとりの年齢や発達の状況に応じ、遊びや行事、生活体験を通じて子どもたちの心と体の成長を支援する仕事をしています。また、保護者からの子育てに関する相談に応じるのはもちろんのこと、最近では、在宅で育児をしている家庭への支援や、地域での子育て支援も保育士の役割となっています。近年、保育現場における発達障害のある子どもへの対応が課題となっており、医療機関につなげ、家庭との連携を図ってよりよい支援をしていく必要があります。

* 2017年度 厚生労働省調査

23 学校医

学校医は全国で約10万人います(内科・眼科・耳鼻科総数)。うち内科(小児科)学校医は推定3.6万人で、児童生徒及び職員の健康保持増進に携わり、職務は健康診断・健康相談・保健指導等が学校保健安全法に示されます。また職務以外に ①医師の特性を活かした学校・家庭・地域のコーディネーター ②専門医への紹介など医療・保健・福祉への橋渡し役 ③学校現場の子どもたちや親の代弁者としての社会的役割が期待されます。特に健康相談では本人・親子の心身の深刻な悩みと接することがあるので、養護教諭・担任・管理職・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と連携します。学校医は子どもたちや親子の切り札的な職種なのです。

24 保健師

保健師は全国で53,000人、うち行政保健師は39,000人です。地域の人々の健康の保持・増進のため、市町村保健センター等を拠点に個別支援から地域全体の健康づくりを行い、保健・医療・福祉の連携のコーディネーター役も担います。母子保健分野では、主に妊娠期から思春期までの親子を対象に、妊娠届、両親学級、こんには赤ちゃん訪問(乳児全戸家庭訪問)、新生児訪問、乳幼児健診等を通じて、お子さんやそのご家族の状況を継続的に把握し、心身の健康課題を早期に見つけて子どもの健やかな育ちの支援をします。相談者のニーズに合わせ家庭訪問も行い、親と子の心の問題を早期に発見し、支援につなげる役割が期待されます。

25 児童福祉司

児童福祉司は児童相談所に配置されるケースワーカーで全国に約4,000人*います。児童相談所への相談や虐待通告に対し、子どもとその家族への面接や家庭訪問を通して助言や指導を行います。虐待のリスクや相談内容の複雑さに応じ、医師や児童心理司による診断や判定を依頼したり、医療・保健・教育・福祉の関係機関へ調査を行います。その結果を踏まえ、子どもと家族に必要な支援を児童相談所として決定し、助言・指導や社会資源の調整を行います。事案によって、警察や検察、家庭裁判所との連携を行ったり、弁護士の助言を受ける場合もあります。また、家庭での生活が困難な場合には、子どもの一時保護及び施設や里親への措置を行います。

*児童福祉司人数の出典 令和元年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料

26 児童心理司

児童心理司は全国の児童相談所内にいる心理職です。現在約1,570人*います。児童相談所の判断により、相談者に対して心理学の専門的学識に基づく心理判定やカウンセリング、遊戯療法などの心理治療を行います。児童が施設に入所する場合には、発達の状況の報告や、特徴に合わせた生活上の対応方法、心理ケアの提案を行います。在宅支援の場合には、保護者に対し児童に合わせた子育て上の工夫を助言したり、児童に対する心理治療の計画を立て実施します。また、療育手帳取得申請に応じ、成育歴などの聴取、心理検査（発達・知能検査）などを行います。

*児童心理司人数の出典 令和元年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料

27 弁護士

弁護士は全国に約4万名いますが、虐待問題への対応は、都道府県に設置される各弁護士会の子どもの権利委員会が積極的に行っています。各弁護士会の子どもの権利委員会の委員総数のデータはありません(参 日弁連子どもの権利委員会委員等の総数は159名)。各弁護士会は子どもの問題に関する相談窓口を設置し、子どもや親、関係者から相談を受け付けます。相談は研修を受けた弁護士が対応します。子どもからの虐待相談の際は、子どもの意見を可能なかぎり確認し、尊重し対応します。その上で、児童相談所へ通告、刑事告訴、親権の停止や喪失の申立代理等を行います。親の相談を受ける際にも、子どもの権利擁護を第一に、協議するようにします。

連携部署

● 部署紹介 (医療機関)

1 小児科(病院)

- What** **どのようなことを依頼できる部署なのか**
子どもの心の症状に対して、身体疾患の有無、鑑別診断を依頼できる。心の診療外来がある病院小児科では、心
の問題に対する疾病教育、治療としての環境調整や薬物療法を依頼できる。さらに保護者及び家族への心の支
援も依頼できる。入院環境を利用し、子どもの社会復帰を依頼する。
- Where** **どこに連絡をすればいいのか**
子どもの心の診療を行っているか病院に尋ねる。または病院医師に直接連絡し、診療を依頼する。
- Who** **誰が連絡をするのか**
かかりつけ医や他科医療機関が連絡をする。かかりつけ医がない場合は保護者が連絡をとる。行政機関、教育
機関からは、病院に直接確認をとる。
- When** **どのタイミングで連絡をするのか**
診療所/クリニック・家庭・地域だけは親子の心の問題が解決できないとき、子どもの症状が長期化している
とき、身体症状が顕著なときなど。
- Why** **なぜ連携が必要なのか**
身体症状へのアプローチで、心の問題が解決する場合がある。子どもの心と体の発達を専門にする小児科医の
存在は親御さんに安心感を与える。
- How** **どのような情報をどのように伝えるのか**
子どもや親御さんが何に困っているか。今までに誰がどのように関わってきたか。地域の資源としてどのよう
なものがあるかなど。

2 小児科(クリニック)

- What** **どのようなことを依頼できる部署なのか**
子どもの訴える症状に対して、身体疾患や精神疾患の鑑別を行い、かかりつけ医やクリニックで対応可能な状
況なのかを判断し、他の医療機関(クリニック、病院)、福祉(児相など)、保健、教育などの専門機関と連携を図
り、適切な治療連携を可能とするコーディネーターの役割も行える部署である。
- Where** **どこに連絡をすればいいのか**
かかりつけ医や学校医や園医に連絡し、本人や保護者の心の問題の対応が可能かどうかを尋ねる。可能でな
ければ、地域の対応可能な医療機関を紹介してもらう。
- Who** **誰が連絡をするのか**
保護者や他の家族、施設や教育機関の担当者や本人など保護者や子どもの困り感や身体的、精神的症状や不衛
生などの不適切な養育状況に気付いた人。
- When** **どのタイミングで連絡をするのか**
保護者や本人その家族が日常生活で精神面や身体面で困り感を感じたときや虐待をしそうになったときや不
適切な養育をしてしまったとき。
- Why** **なぜ連携が必要なのか**
保護者や本人や家族が困ったときにすぐに連絡が付き、専門知識を持った人生の伴走者として寄り添い、当面
の困り感についてタイムラグなくアドバイスを受ける事ができる。
- How** **どのような情報をどのように伝えるのか**
誰がいつ頃からどのような状況で困っているのか。生活リズムの乱れやゲームやネットなど電子媒体の依存
の状態、学校や園での生活状況、乳幼児健診の状況、家族構成など。

● 部署紹介 (医療機関)

3 産婦人科(病院)

- What** **どのようなことを依頼できる部署なのか**
月経がない(止まった)、不正出血がある、下腹痛があるなどの身体症状について、小児婦人科疾患(臓器異常)、
内分泌疾患(ホルモン)や産科(妊娠)疾患の有無をチェックできる。また、外傷など被暴力の痕跡を検索するこ
とにより、子どもが抱えている心の問題の原因を詳らかにすることができる。ホルモン療法や初期カウンセリ
ングによって、望ましい治療戦略の策定に寄与できる。
- Where** **どこに連絡をすればいいのか**
一般クリニックでも一定以上の検査が可能だが、周産期センターなどに受診依頼をしてもよい。
- Who** **誰が連絡をするのか**
かかりつけの小児科医・内科医や校医などからの連絡は基本的に応需可能。行政や保護者が直接連絡をとって
もよい。
- When** **どのタイミングで連絡をするのか**
身体所見を取らないといけない場合で、性器出血や痛みが下腹部・性器にあるときや妊娠が疑われるか除外出
来ないとき。
- Why** **なぜ連携が必要なのか**
産婦人科疾患はアプローチが他の部署に比べて難しく、また先天性の性器の異常や思春期前からのホルモン
動態など、心の問題に直結する所見を得ることが出来る。
- How** **どのような情報をどのように伝えるのか**
症状や最終月経などを詳細に。ただし子ども本人が言えない事が多いので「今困っていること」を簡潔に
伝える。

4 産婦人科(クリニック)

- What** **どのようなことを依頼できる部署なのか**
卵巣・子宮・乳房に由来する病気、無月経や月経痛、月経前の心身の不調、妊娠の有無など、婦人科の病気に伴う
心配に対応し、相談に乗ってくれる。大きくは産科と婦人科に分かれ、さらに不妊治療、更年期、思春期など医
師によって得意とする分野が分かれている場合もあり、入院できない施設では病院と連携をとることもある。
- Where** **どこに連絡をすればいいのか**
受診したいクリニックに直接電話して病状を伝え、相談に乗ってもらえるか確認し、予約を入れると無駄
がない。
- Who** **誰が連絡をするのか**
本人が病状を話しづらければ、母親などのご家族が、本人の病状を把握してお話しされてもいい。
- When** **どのタイミングで連絡をするのか**
身体症状が顕著な時が最も診断し易いが、症状の説明だけでも必要な諸検査を組める場合もあるので診断と
治療計画を立ててもらうために、まずは来院してお話をされるとよい。
- Why** **なぜ連携が必要なのか**
身体症状からアプローチして心の問題まで解決できるとよい。
- How** **どのような情報をどのように伝えるのか**
生理周期との関連があるかどうかも重要。今までどのような治療をしてきたか、また、症状に一定のパターン
があるかどうか伝える。

● 部署紹介 (医療機関)

5 精神科(病院)

- What** **どのようなことを依頼できる部署なのか**
身体症状よりも精神症状、行動の問題として、子どもの心の症状が強く現れているときや、外傷体験や、家庭内での緊張状態が強いときに診療を依頼できる。精神療法、薬物療法、環境調整、心理教育、デイケア通所や、医療保護入院を含む入院環境を利用できる。
- Where** **どこに連絡をすればいいのか**
何歳から受診が可能か病院に尋ねる。または病院医師に直接連絡し、診療を依頼する。
- Who** **誰が連絡をするのか**
かかりつけ医や他科医療機関が連絡をする。かかりつけ医がない場合は本人、保護者が連絡をとる。行政機関、教育機関からは、病院に直接確認をとる。
- When** **どのタイミングで連絡をするのか**
希死念慮、自傷・暴力などの行動化を伴うとき。入院が必要なとき。子どもの治療が長期化しているとき。親の治療が必要なとき。
- Why** **なぜ連携が必要なのか**
心の問題に特化した治療を受けられる。親の治療が始まると子どもも安心し、子どもの症状改善にも影響する。
- How** **どのような情報をどのように伝えるのか**
誰がどのような状況に困っているのか。本人は受診に納得しているのか。誰と一緒に受診できるのか。暴力の有無。入院の希望があるのかどうか。

6 精神科(クリニック)

- What** **どのようなことを依頼できる部署なのか**
子どもの心身の症状に対して、鑑別診断、心理社会的教育、支持的精神療法、薬物療法、環境調整を依頼できる。心理士が在籍していれば、心理検査やカウンセリング、プレイセラピーも行える。精神科ソーシャルワーカー、管理栄養士、作業療法士らの専門分野の支援、デイケアを受けることができる場合もある。保護者及び家族への支援も依頼できる。
- Where** **どこに連絡をすればいいのか**
子どもの心の診療をおこなっているか、何歳からか受診が可能か電話で確認する。予約制の場合は予約を取り、受診の方法を説明してもらう。ホームページを参考にするとよい。
- Who** **誰が連絡をするのか**
保護者が連絡するが、小児科主治医や成人専門の精神科医、学校の管理職、養護教諭、校医が連絡することもある。
- When** **どのタイミングで連絡をするのか**
本人が困った時が原則、家族、学校が困ったときも相談する方が良いときがある。小児科ではこころの問題かはっきりしないとき、病院の敷居が高いときに連絡する。
- Why** **なぜ連携が必要なのか**
心身の症状に対して心に重点をおいた治療を受けられる。入院が必要ないときに、支持的精神療法、薬物療法、心理社会的教育、環境調整、保護者など家族の治療もできる。
- How** **どのような情報をどのように伝えるのか**
子どもや保護者が困っていること。本人から受診の了解があるか。誰と一緒に受診できるか。今までに受けた支援内容。誰がどのように関わったか。どこに相談したか、受診したかなど。

● 部署紹介 (医療機関)

7 心療内科(病院)

- What** **どのようなことを依頼できる部署なのか**
心の問題に関連すると考えられる身体症状が出現しているとき、その症状の原因が心の問題か身体疾患かまたはその両方である場合に、心身両面からの診断、治療を行うことができる。子どもだけでなく親の診療も行うことができる。また状況によっては入院加療が行える。
- Where** **どこに連絡をすればいいのか**
病院に内容を伝え診療可能かを問い合わせる。または医師に直接連絡相談する。
- Who** **誰が連絡をするのか**
かかりつけ医、他の医療機関から連絡する。または保護者が直接連絡をする。行政機関、教育機関からは直接連絡をして相談する。
- When** **どのタイミングで連絡をするのか**
診療所に対応しているが、症状が遷延している。または症状についてこころの問題が関わっているようであるが、身体疾患についても否定できない状況など。
- Why** **なぜ連携が必要なのか**
心身両面の診療が可能であることと、入院が必要な場合にも対応ができるので、特に身体症状が重い場合に連携ができる。
- How** **どのような情報をどのように伝えるのか**
どのような問題(症状)があるのか。また今までどのような機関(医療機関、その他の機関)が関わってきたか。入院が必要になる可能性があるかなど。

8 心療内科(クリニック)

- What** **どのようなことを依頼できる部署なのか**
子どもの訴える症状に対して、精査するも明らかな器質的異常がみられない場合、心と体の両面から診断と治療を依頼できる。子どもを取り巻く心理・社会的要因が症状に関連しているか調べると共にそれに対応した治療を依頼できる。さらに保護者への心の支援や学校との連携、心理カウンセリングも依頼できる。
- Where** **どこに連絡をすればいいのか**
子どもの心の診療を行っているか心療内科のクリニックに尋ねる。または、クリニックの医師に直接連絡し、診療を依頼する。
- Who** **誰が連絡をするのか**
かかりつけ医や他の医療機関が連絡をする。かかりつけ医がない場合は、保護者が連絡をとる。行政機関、教育機関からは、クリニックに直接確認をとる。
- When** **どのタイミングで連絡をするのか**
かかりつけ医や家庭・学校だけでは親子の心の問題が解決できないとき、子どもの症状や問題行動が長期化し家庭や学校生活に支障が出てきているときなど。
- Why** **なぜ連携が必要なのか**
心理・社会的アプローチで、心の問題が解決すると身体症状も改善することがある。心と体の両面から診ることを専門にする心療内科医の存在は子どもと親に安心感を与える。
- How** **どのような情報をどのように伝えるのか**
子どもや親が何に困っているか。今までに誰がどのように関わってきたか。子どもにとって誰がキーパーソンであるかなど。

部署紹介 (医療機関)

9 心理室

- What** **どのようなことを依頼できる部署なのか**
子どもや保護者の心身の不調に、心理的問題が影響していると判断された場合に、心理検査や心理面接を行い、その心理的問題を引き起こす原因や全体像を明らかにする。そのアセスメント(心理査定)の結果に応じて、医療者や関連機関と連携をとりながら、専門的技法を用いて問題解決のサポートを行う。
- Where** **どこに連絡をすればいいのか**
かかりつけ病院、精神科や心療内科のある総合病院、精神科病院、小児科病院、メンタルクリニックなどに直接連絡して心理室があるか尋ねる。
- Who** **誰が連絡をするのか**
主治医がいる場合は、主治医から心理室へ紹介する。主治医がいない場合は、子どもと保護者が、心理室のある医療機関を受診し、主治医に希望を伝えて紹介してもらう。
- When** **どのタイミングで連絡をするのか**
子どもや保護者が相談を希望する場合、あるいは医療者や学校・行政関係者からみて、心身の不調が子どもや保護者の日常生活に影響を及ぼしていると予想される場合。
- Why** **なぜ連携が必要なのか**
心理検査などの専門的アセスメントによって、心身の不調に悩む子どもや保護者の全体像を包括的に理解し、その状態にあったところの支援を行うことができるため。
- How** **どのような情報をどのように伝えるのか**
子どもや保護者が何に困っているのか、これまでに心理検査や心理面接を受けたことがあるか、もし希望があるのであればどのようなことを心理室に希望するのか。

10 精神科デイケア

- What** **どのようなことを依頼できる部署なのか**
確定診断でなくとも、一定の精神科診断がなされている子どもの心の問題に有用な精神障がいリハビリテーションが提供される。主に集団での日中の活動の場であり、コミュニケーションの改善や社会性を伸ばす場として利用されることが多い。ただし、児童を対象とした精神科デイケアは多くなく、対象年齢を確認する必要がある。
- Where** **どこに連絡をすればいいのか**
デイケアを有する病院やクリニックに依頼する。市町村の精神保健担当部署でも情報提供を受けられることがある。
- Who** **誰が連絡をするのか**
保護者がデイケアの適応について主治医と協議の上で、保護者ないし主治医からデイケアを有する医療機関へ連絡する。
- When** **どのタイミングで連絡をするのか**
入院治療を要するような急性期の症状が消滅した時期の利用が一般的である。集団への適応を目指す時期や家庭以外の場へ視野を広げる時期にも有用である。
- Why** **なぜ連携が必要なのか**
精神障がいリハビリテーションの利用によって再発の予防や社会性の改善が期待される。
- How** **どのような情報をどのように伝えるのか**
本人や家族が困っていること、これまでの経過、現在の治療の内容も含めた子どもへの支援の体制、不調時の症状など。

部署紹介 (教育機関)

11 教育委員会

- What** **どのようなことを依頼できる部署なのか**
児童・生徒の教育に関すること、教職員に関すること、制度面や施設面など、学校教育の内容全般について問い合わせや相談ができる。
- Where** **どこに連絡をすればいいのか**
各県・市町村の教育委員会。内容に応じて担当部署が対応する。
- Who** **誰が連絡をするのか**
保護者や関係者など、誰でも連絡できる。開庁時間内に電話で連絡をすることができるが、来所での問い合わせや相談もできる。
- When** **どのタイミングで連絡をするのか**
知りたいことや相談したいこと、確認したいことがあるときはいつでも連絡することができる。
- Why** **なぜ連携が必要なのか**
教育委員会と連携することで、学齢期の子どもや保護者の困りや不安を軽減することができる。必要に応じて学校と連携して対応することができる。
- How** **どのような情報をどのように伝えるのか**
困っていることや知りたいこと、相談したい内容を伝える。

12 特別支援学級

- What** **どのようなことを依頼できる部署なのか**
特別支援学級に在籍して指導を受けるとともに、通常の学級でも一部の学習指導を受ける。知的障害、情緒障害、難聴、肢体不自由などの学級種がある。一人一人に合わせた適切な学習を行うことを目的として地域の小中学校に設置された学級。
- Where** **どこに連絡をすればいいのか**
当該校の担当者、校長、または教育委員会に尋ねる。設置する各市区町村によって具体的な手続きの流れが決まっているので具体的な内容を把握するようにする。
- Who** **誰が連絡をするのか**
基本的には保護者が担任へ依頼し、就学前児童は教育委員会へ依頼するが、設置する各市区町村によって具体的な手続きの流れが決まっているのでそれに沿って行う。
- When** **どのタイミングで連絡をするのか**
通常学級での学習や集団生活に困難があり、本人自身が困っている場合。
- Why** **なぜ連携が必要なのか**
本人の力に応じた学習の保障、及び集団適応や自立に向けてのスモールステップでの学習を行うことで、保護者にも安心感を与えることができる。
- How** **どのような情報をどのように伝えるのか**
子どもや保護者がどんな時に、どのように困っているのか具体的に伝える。また、これまでの成育歴や療育・教育機関などでの様子や友達との関わり方についてなど。

部署紹介 (教育機関)

13 通級指導教室

- What** **どのようなことを依頼できる部署なのか**
通常の学級に在籍し、週に数時間程度、通級による指導を受ける。比較的軽度の言語障害、情緒障害、LD・ADHDなどの障害がある小中学生を対象に、個々の障害の状態の改善を目指し、対人スキルや一部学習スキルの支援を行う教室。
- Where** **どこに連絡をすればいいのか**
当該校の担当者、校長、または教育委員会に尋ねる。設置する各区市町村によって具体的な手続きの流れが決まっているので具体的な内容を把握するようにする。
- Who** **誰が連絡をするのか**
基本的には保護者が担任へ依頼し、就学前児童は教育委員会へ依頼するが、設置する各区市町村によって具体的な手続きの流れが決まっているのでそれに沿って行う。
- When** **どのタイミングで連絡をするのか**
コミュニケーションや感情のコントロールなどの対人スキルや読み書き、計算などの学習スキルの面で学校生活での困難を生じており、週に数回の支援で改善が見込める場合。
- Why** **なぜ連携が必要なのか**
子どもの行動変容を促したり学習スキルを向上させたりすることにより、本人の学校適応力を向上させ、保護者にも安心感を与えることができる。
- How** **どのような情報をどのように伝えるのか**
子どもが行動面(友達関係、注意の集中や感情のコントロールなど)や読み書き、計算など学習面でどんな時に、どのように困っているのか具体的に伝える。

14 適応指導教室

- What** **どのようなことを依頼できる部署なのか**
長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学籍のある学校とは別に、市町村の公的な施設に部屋を用意し、児童生徒が、学習の場、交流の場として利用することができる。学習や対人スキルの支援を得ながら、本籍校に復帰することを目標とする教室。
- Where** **どこに連絡をすればいいのか**
市町村のホームページ、または役所・役場の教育担当の部署で確認して適応指導教室に連絡する。または担任・学校に連絡して紹介してもらう。市町村の公的施設で運営している。
- Who** **誰が連絡をするのか**
保護者が担任・学校長に依頼する。直接、適応指導教室に連絡をして事前に保護者・本人が見学することも可。公的施設以外に学校内に適応指導教室を備えていることもある。
- When** **どのタイミングで連絡をするのか**
保健室登校も難しく、長期間、学校欠席が続く場合。多くの生徒の前では緊張して登校できない場合など。
- Why** **なぜ連携が必要なのか**
不登校等で長期欠席している場合の学習保障、学校・教室に復帰する前の慣らしとして連携が可能。
- How** **どのような情報をどのように伝えるのか**
自宅での様子、登校していた頃の様子などを伝える。本人の趣味や好きな活動についても伝える。

部署紹介 (教育機関)

15 特別支援学校

- What** **どのようなことを依頼できる部署なのか**
特別支援学校には、視覚、聴覚、知的、肢体不自由、病弱の5つの校種がある。障害や年齢によって、教育内容は異なるが、児童・生徒の自立を促すために必要な教育を行っている。各校に特別支援教育コーディネーターが配置されていて、子どもの発達について、支援方法等の相談を受けつけている。
- Where** **どこに連絡をすればいいのか**
各県・市町村の教育委員会、各特別支援学校
- Who** **誰が連絡をするのか**
保護者、先生が電話で連絡可能。内容によって、特別支援学校の見学をしてもらったり、特別支援教育コーディネーターが在籍されている学校へ子どもの様子を見るために訪問させていただいたりすることもある。
- When** **どのタイミングで連絡をするのか**
発達の遅れ、人との関わり方、こだわりの強さ等、他の子どもとちょっと違うかも、と心配になったとき。通常の学級、特別支援学級等の中で子どもの支援方法に困ったとき。
- Why** **なぜ連携が必要なのか**
どんな支援方法があるのか、その子にどんな支援が必要なのか、といったことを一緒に考えていく。子どもの障害に応じた教育(支援)を受けることで、保護者も本人も特性の理解ができ、将来の自立につながる。在学中に受けられるサービスのこと、高等部卒業までの流れや卒業後の進路先等の情報を得ることができる。
- How** **どのような情報をどのように伝えるのか**
子どもの様子、どんなことに困っているのか、話せる範囲でエピソード等を伝える。

16 フリースクール 等

- What** **どのようなことを依頼できる部署なのか**
不登校など、様々な理由で学校に行けない・行かない児童生徒が、学校以外の居場所として利用する民間施設。主対象は小中学生だが、高校生が利用する施設もある。学習活動のほか、体験活動、相談など、内容、運営方針は施設によって異なる。在籍学校の校長裁量で、フリースクール等での活動を出席扱いとすることもできる。
- Where** **どこに連絡をすればいいのか**
各フリースクール等に直接連絡。自治体によっては教育委員会などが地域内のフリースクール等と連携をしている。フリースクール同士が連携したネットワーク団体もある。
- Who** **誰が連絡をするのか**
保護者や本人、家族、支援者、教員など。直接フリースクール等に連絡をし、入所の相談、手続等を行う。
- When** **どのタイミングで連絡をするのか**
原則いつでも。入所希望先の施設と相談し、受け入れ可能であれば入所できる。地域にフリースクール等がない場合は、インターネット上で学習支援をする団体などもある。
- Why** **なぜ連携が必要なのか**
学習支援、安心できる居場所、個性を伸ばす場所など、個々の事情に応じて活用できる。学校復帰を目指した一時的な利用、学校以外の居場所としての長期的な利用など様々。
- How** **どのような情報をどのように伝えるのか**
入所までの経緯、本人が困っていること、興味があること、発達の課題などがあれば特性や困り事なども伝える。抱えている病気などがあれば症状なども。

部署紹介……………(教育機関)(行政機関及びその関連機関)

17 通信制高校

- What** どのようなことを依頼できる部署なのか
高等学校の通信制課程。レポート、スクーリング(登校)、テストで単位を修得。登校は年間20日程度(放送・メディア視聴による授業では6~8割減免)で、全日制高校の9分の1程度。私立通信制高校や民間のサポート校などでは、空いた時間を利用して学習サポート(学び直し・進学指導など)や専門学習に充てている。
- Where** どこに連絡をすればいいのか
各学校に直接連絡。高校が変わる場合は転入学。すでに高校を中途退学している場合は編入学となる。以前までの学校で修得した単位、在籍期間はそのまま引き継がれる。
- Who** 誰が連絡をするのか
本人や保護者、家族、教員など。転入学や編入学で、すでに修得済みの単位がある場合は、在籍していた学校に書類を用意してもらう必要がある。
- When** どのタイミングで連絡をするのか
各学校の募集期間。相談や見学等は学校が受け付けていればいつでも可能。私立通信制高校の場合、転入学はほぼ随時、編入学は学期ごと(一般的に4月・10月)。
- Why** なぜ連携が必要なのか
病気や経済的事情のほか、自分のペースで学ぶ、目的や目標に時間を充てたいなどのニーズに対応できる。不登校や中退生、高校を変えたい生徒の進路保障の場となっている。
- How** どのような情報をどのように伝えるのか
生徒の状態、やりたいこと、困っていること。不登校経験などあればその経緯。発達の課題などあれば特性や困り事など。抱えている病気があれば症状などを説明。

18 児童相談所

- What** どのようなことを依頼できる部署なのか
児童(原則18歳未満)の様々な相談。養護相談(虐待および入院、失踪、離婚、服役などによる保護者の不在)、障害相談(各種)、非行相談(虞犯、触法行為)、育成相談(性格・行動、不登校、育児、しつけなど)、など。これらの相談に対し家庭状況の調査、児童の保護、児童の心のケアおよび保護者への助言や指導など。
- Where** どこに連絡をすればいいのか
児童が住んでいる場所の管轄の児童相談所。管轄が分からない場合は都道府県のホームページや役所に問い合わせを。虐待通告の場合は児童相談所全国共通ダイヤル189も。
- Who** 誰が連絡をするのか
児童や子育てに関する相談は基本的に保護者からであるが、児童本人からの相談も受ける。虐待が疑われる児童の情報は、地域住民、関係機関など、どなたからでも受け付ける。
- When** どのタイミングで連絡をするのか
相談は、通常業務時間内に随時受けている。虐待の場合、疑いがあると思われる時点で通告の連絡を。児童が現に深刻な状況にある場合には、速やかに連絡を依頼する。
- Why** なぜ連携が必要なのか
一時保護や施設・里親への措置など、児童相談所のみが持っている権限がある。児童や家族からの相談や虐待対応を行うにあたり、他機関との情報共有・役割分担が必要不可欠。
- How** どのような情報をどのように伝えるのか
児童に関してどのようなことに困っているのか。日常的な児童や家庭の様子。虐待については、児童が特定できる情報および虐待が疑われる状況の詳細をわかる範囲で。

部署紹介……………(行政機関及びその関連機関)

19 保健所

- What** どのようなことを依頼できる部署なのか
子どもや大人・妊産婦の心の健康に関する悩みや症状について、保健師や精神保健福祉士に相談できる。精神科医による心の健康相談や医療機関への受診調整を依頼することができる。また、背景に家族や生活上の問題、経済的困窮などがあれば関係機関と連携して支援を行い、必要であれば同行訪問することもある。
- Where** どこに連絡をすればいいのか
お住いの地域を管轄する保健所や保健福祉事務所の精神保健担当に連絡する。不明な場合は、都道府県庁や市町村役所の保健福祉担当部署に尋ねる。
- Who** 誰が連絡をするのか
誰でも連絡できる。本人、保護者、児童・民生委員など地域の支援者、学校関係者、医療関係者、民間の支援団体、子育て世代包括支援センター・生活保護担当等の職員など。
- When** どのタイミングで連絡をするのか
保健師の支援や助言が欲しいとき、医療につなぐ必要を感じるとき、受診する診療科や医療機関がわからないとき、関係機関との連携・調整が必要なときなど。
- Why** なぜ連携が必要なのか
保健師の傾聴や助言により、相談者が安心し孤立を防止できる。適切な医療につながる。利用できる地域の資源や保健・福祉サービスについて情報を得ることができるから。
- How** どのような情報をどのように伝えるのか
誰がどのような状況に困っているのか。その状況はいつ頃から生じているか。受診歴はあるか。本人や相談者の希望は何か。他にどのような機関に相談しているかなど。

20 保健センター

- What** どのようなことを依頼できる部署なのか
子どもや大人・妊産婦の健康に関する不安や疑問について、市町村保健師に相談できる。健康相談をはじめ、母子健康手帳の交付や乳幼児健診、各種検診、健康教育などを受けることができる。また、背景に家庭の問題や経済的困窮などがあれば関係機関と連携を図り、必要に応じ、関係機関の窓口への同伴や家庭訪問を行うことができる。
- Where** どこに連絡をすればいいのか
お住まいの市町村の保健センター、または市町村役所の保健・健康づくり担当課に連絡する。保健センターは、地域包括支援センター等と同じ複合施設に入っていることもある。
- Who** 誰が連絡をするのか
誰でも連絡できる。本人、保護者、児童・民生委員など地域の支援者、民間の支援団体、保育園・幼稚園・学校関係者、医療関係者、生活保護担当等の行政職員など。
- When** どのタイミングで連絡をするのか
いつでも連絡できる。どこに相談していいかわからないとき、保健師の支援や助言が欲しいとき、関係機関との連携・調整が必要なときなど。
- Why** なぜ連携が必要なのか
保健師に話すことによって問題や課題の整理ができる。対応の見通しが立ち安心できる。利用できる地域の資源や保健・福祉サービスについて情報を得ることができる。
- How** どのような情報をどのように伝えるのか
誰がどのような状況に困っているのか。その状況はいつ頃から生じているか。キーパーソンは誰か。本人や相談者はどのようにしたいと思っているかなど。

部署紹介 (行政機関及びその関連機関)

21 子育て世代包括支援センター

- What** どのようなことを依頼できる部署なのか
妊娠期から出産・子育てまでの切れ目のない支援に努めている。安心して妊娠・出産・子育てをしていく上で、不安や困りごとがある場合等の相談窓口としての紹介、各相談事業への繋ぎや継続支援の依頼ができる。
- Where** どこに連絡をすればいいのか
各自治体のホームページで、「母子保健」「子育て」「子育て世代包括支援センター」をキーワードに検索する。複数の施設・場所で設置するなど、各自治体により形態が異なる。
- Who** 誰が連絡をするのか
保護者が直接相談する。各相談事業への繋ぎや継続支援の依頼等で情報共有が必要な場合は、関係機関が直接連絡する。
- When** どのタイミングで連絡をするのか
妊娠・出産・子育てをする上で不安や困りごとがあり、相談・支援が必要な場合。母子保健や子育てサービスの紹介や繋ぎが必要な場合。
- Why** なぜ連携が必要なのか
安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う。
- How** どのような情報をどのように伝えるのか
何が課題なのか、関係機関で支援していること、子育て世代包括支援センター部署にしてほしいこと、情報提供についての承諾の有無。

22 産後ケア施設

- What** どのようなことを依頼できる部署なのか
出産後の母親の休養と体力回復にむけて助産師等のケアを受けることができる。出産後、母体の回復や心身の安定を図るケアや育児指導を受けたい場合に紹介。利用料の負担あり。
- Where** どこに連絡をすればいいのか
各自治体のホームページで、「産後ケア」をキーワードに検索する。
- Who** 誰が連絡をするのか
各自治体の申請窓口で本人や家族が直接連絡し、申請等の手続きを行う。申請時期や利用までの手続きが各自治体により異なるので、利用希望の場合は、担当窓口を確認をする。本人希望時や利用が望ましい場合に紹介する。
- When** どのタイミングで連絡をするのか
産後支援者がいない、心身の体調が悪く休養が必要な場合、育児不安があり育児に関する専門的ケアが必要な場合等に連絡をする。
- Why** なぜ連携が必要なのか
出産後はホルモンバランスが乱れやすい時期であり、産後うつなどの心身の不調を引き起こしやすい為、必要なサービスへ繋げることで、安心して子育てができる。
- How** どのような情報をどのように伝えるのか
母親の体調面や育児で困っていることは何かを伝える。

部署紹介 (行政機関及びその関連機関)

23 子育て支援部署(課)

- What** どのようなことを依頼できる部署なのか
幼稚園・認定こども園・保育園の入園等の手続等を所管するとともに、子どもと一緒に利用することができる子育てサロン、子どもの一時預かりなどの支援サービスを提供している。また、支援が必要な子どものための福祉の充実や子育てに関わる様々な相談対応などの取り組みを進めている。
- Where** どこに連絡をすればいいのか
支援内容や利用方法は、市町村の子育て支援部署の窓口で連絡し確認する。また、支援サービスは、市町村のホームページや子育て支援ハンドブックでも確認することができる。
- Who** 誰が連絡をするのか
保護者が直接連絡することができる。保護者に支援が必要な場合等は、保護者を子育て支援部署の窓口等に利用者をつなぐため、支援する関係機関が連絡や調整を行う必要がある。
- When** どのタイミングで連絡をするのか
保護者に子育ての困り感や不安感等があるが、支援サービス等につながらない場合や子どもの養育環境に課題が生じている場合には、支援する関係機関による連絡が必要となる。
- Why** なぜ連携が必要なのか
子育ての困り感や不安感等の継続は、子どもの養育環境上のリスクとなり、児童虐待につながる場合もある。児童虐待の予防と対応には、関係機関の連携が不可欠である。
- How** どのような情報をどのように伝えるのか
子育てに関する課題と保護者が求めている支援の内容。子どもの養育環境にリスクが生じている場合は、その詳細な状況と支援する関係機関による対応状況などの情報が必要になる。

24 保育関連部署(課)

- What** どのようなことを依頼できる部署なのか
保護者の就労や疾病等で保育所や認定こども園等に入所させたい場合の相談や手続き窓口である。また、保護者の育児疲れ解消や、急病や出産等の場合に一時預かりの実施施設についての相談窓口。
- Where** どこに連絡をすればいいのか
各自治体のホームページで「保育所」「認定こども園」をキーワード検索する。
- Who** 誰が連絡をするのか
保護者が直接相談する。
- When** どのタイミングで連絡をするのか
保育所・認定こども園に入所したい場合。また保護者の育児疲れ解消や、急病や出産等の場合に一時預かりをお願いしたい場合。
- Why** なぜ連携が必要なのか
保護者の育児負担の軽減や子どもの健全な発育発達のために、保育所入所や保育所による一時預かりが必要な場合がある。
- How** どのような情報をどのように伝えるのか
入所の希望の有無。

部署紹介 (行政機関及びその関連機関)

25 母子保健関連部署(課)

- What** どのようなことを依頼できる部署なのか
妊娠・出産・子育て等の母子保健に関する様々な相談事業を実施している。安心して妊娠・出産・子育てをしていく上で、不安や困りごとがある場合等の相談窓口としての紹介、各相談事業への繋ぎや保健師等による継続支援の依頼ができる。
- Where** どこに連絡をすればいいのか
市町村のホームページで、「母子保健」をキーワードに検索する。
- Who** 誰が連絡をするのか
保護者が直接相談する。各相談事業への繋ぎや継続支援の依頼等で情報共有が必要な場合は、関係機関が直接連絡する。
- When** どのタイミングで連絡をするのか
妊娠・出産・子育てをする上で不安や困りごとがあり、相談・支援が必要な場合。
- Why** なぜ連携が必要なのか
安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う。
- How** どのような情報をどのように伝えるのか
何が課題なのか、関係機関で支援していること、母子保健部署にしてほしいこと、情報提供についての承諾の有無。

26 障害者福祉課

- What** どのようなことを依頼できる部署なのか
障害児・者の障害者手帳、施設入所やホームヘルパー派遣などの福祉サービス、手当、障害者虐待、社会参加などに関する相談ができる。これらサービスには、手帳や障害支援区分などの要件がある場合がある。
- Where** どこに連絡をすればいいのか
お住いの地域を管轄する障害福祉担当部署や市町村が設置する基幹相談支援センターに連絡する。
- Who** 誰が連絡をするのか
誰でも連絡できる。ただし、サービスや手当の申請は、原則として本人や保護者に行ってもらおう。
- When** どのタイミングで連絡をするのか
いつでも連絡できる。障害福祉サービスが必要なとき、障害者虐待が疑われるときなど。
- Why** なぜ連携が必要なのか
障害福祉サービスの利用や手当の受給、障害者虐待の解消、社会参加の促進などにより、障害児・者の自立や日常生活の質の向上につながることを期待できるから。
- How** どのような情報をどのように伝えるのか
誰がどのような状況に困っているのか、当事者の意向、障害の状況、世帯の状況など。

部署紹介 (行政機関及びその関連機関)

27 生活保護課

- What** どのようなことを依頼できる部署なのか
生活保護は、生活に困窮する方が利用できる資産や能力を活用し、その他親族等からの支援、他の法律による給付を優先して活用し、それでもなお生活に困窮する場合に適用される制度。生活保護制度が適用となった場合は、就労支援はもとより、子どもの就学支援、健康管理支援等、さまざまな面から自立に向けた支援を行う。
- Where** どこに連絡をすればいいのか
現在お住いの地域を管轄する生活保護担当部署に連絡する。
- Who** 誰が連絡をするのか
誰でも連絡ができる。ただし、生活保護の申請は、原則として保護を要する世帯の世帯員またはその親族が行う。窮迫状態であれば行政の職権で保護の適用をすることがある。
- When** どのタイミングで連絡をするのか
困窮状態であるとの本人たちの申し出があった場合、あるいは客観的にみて困窮しているだろうと推測される場合。
- Why** なぜ連携が必要なのか
障害年金、傷病手当などの各種手当の受給の可否、障害者支援等各種サービスの適用の可否の判断や、その世帯の自立に向けた援助方針の策定に必要なため。
- How** どのような情報をどのように伝えるのか
誰がどのような状況で困っているのか、当事者の意向、世帯の状況など。

28 配偶者暴力相談支援センター 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

- What** どのようなことを依頼できる部署なのか
配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者の緊急時一時保護、保護施設・自立のための情報提供などを行っている。性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは、性犯罪・性暴力に関する総合相談窓口で、産婦人科医療やカウンセリング、法律相談などの専門機関とも連携している。
- Where** どこに連絡をすればいいのか
最寄りの配偶者暴力相談支援センター、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに直接電話する。
配偶者暴力相談支援センター一覧：
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/soudankikan/01.html
性暴力被害者のためのワンストップ支援センター一覧：
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html
- Who** 誰が連絡をするのか
DV被害、性犯罪・性暴力被害にあった本人が電話で相談することが最もよい。DVの場合、医療者は被害者本人の同意を得て配偶者暴力相談支援センターまたは警察に通報することができる。
- When** どのタイミングで連絡をするのか
本人たちの申し出があった場合、または客観的に早期対応が望ましい場合、本人の思いや希望を尊重する。
- Why** なぜ連携が必要なのか
配偶者暴力相談支援センター及び性暴力被害者のためのワンストップ支援センターは、被害者のための中心的支援機関である。最新で信頼できる情報、連携機関を持っている。
- How** どのような情報をどのように伝えるのか
上記一覧表から最寄りのセンターのHPや電話番号等に関する情報提供する。

部署紹介 (行政機関及びその関連機関)

29 要保護児童対策地域協議会(要対協)

- What** **どのようなことを依頼できる部署なのか**
ほぼ全国の市町村に設置され、虐待等に地域で連携し、「要保護児童」(家庭で養育が困難)や「要支援児童」とその保護者を、また「特定妊婦」に対して胎児期/妊娠期から母子を支援する組織。三層構造(代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議)から構成され、さらに虐待、非行、障害などの部会に分けている地域もある。
- Where** **どこに連絡をすればいいのか**
各市町村(政令指定都市の場合は各区にも)に指定されている「(要対協の)調整機関」へ。「要対協」も「調整機関」も、地域により名称が異なるので役所に問い合わせを。
- Who** **誰が連絡をするのか**
すべての関係機関で連携が必要と判断したときに担当者から「調整機関」に連絡してよい。「調整機関」は児童虐待通告先の一つとして住民からも通告を受けるところも多い。
- When** **どのタイミングで連絡をするのか**
虐待その他のことで連携(必要な情報を得る、気になる情報を提供、支援協力の要請、など)したい時は、調整機関に連絡し「個別ケース検討会議」を開催してもらい参加する。
- Why** **なぜ連携が必要なのか**
各機関の把握情報の共有と支援の役割分担を行うため。尚、各会議での情報共有は法的に守秘義務違反には問われない。一方知り得た情報には守秘義務が課せられ罰則規定あり。
- How** **どのような情報をどのように伝えるのか**
子どもの病状(基礎疾患があるか、虐待の場合は傷の程度など)、保護者の様子(受診時の様子、経済状況、精神疾患、DVなどの有無など)、自分たちに何ができそうか、など。

30 社会福祉協議会(社協)

- What** **どのようなことを依頼できる部署なのか**
地域の福祉を促進する役割を担っており、地域の方々安心して暮らしていけるようなよりよいまちづくりを行うことを目的とし、活動を行っている非営利の民間団体。各市町村社協によっては、障がい者・高齢者・ボランティア支援だけでなく、不登校・ひきこもり支援、生活困窮者自立支援など、子ども・若者・困窮者支援を実施している。
- Where** **どこに連絡をすればいいのか**
各市町村に社会福祉協議会の窓口があるので、各窓口で連絡をすることが望ましい。窓口等については各社会福祉協議会の広報誌やホームページ、SNS等に掲載されている。
- Who** **誰が連絡をするのか**
悩んでいる方が直接相談する事が望ましい。ただし、悩んでいる内容では自ら発する事が難しい場合も想定される為、本人とご家族等が同行し相談する事も問題ない。来所が困難な場合、アウトリーチ(訪問支援)も可能。
- When** **どのタイミングで連絡をするのか**
悩みや思いを抱えられた時にいつでもご連絡を。各担当者が対応をさせて頂く。
- Why** **なぜ連携が必要なのか**
その悩みや思いを聞いた上で、繋ぐべき機関と連動し、解決の糸口となるよう調整を行う。社協のみで解決するのではなく、多面的な連携から本人をサポートする体制を作る。
- How** **どのような情報をどのように伝えるのか**
誰がどのような事で困り、悩んでいるのか、誰かに相談をし、今後どのようにしていきたいかなど、現在に至るまでの経緯について詳細を伝えてもらいたい。

部署紹介 (行政機関及びその関連機関)

31 精神保健福祉センター

- What** **どのようなことを依頼できる部署なのか**
都道府県及び政令市に設置されている。精神的な病気や悩みの相談、受診相談、ひきこもりの相談、依存症、思春期の心の相談を受けている。また、センターによってはデイケアや薬物依存回復プログラムを実施している。相談は、継続的な相談というより適切な機関につなぐことを原則にしている。来所相談は予約制。
- Where** **どこに連絡をすればいいのか**
メールで連絡を受けることはできるが、実質的な相談は電話又は来所となる。ひきこもりについては「ひきこもり地域支援センター」で相談を受ける。
- Who** **誰が連絡をするのか**
本人や家族等からの相談が多い。市町村、行政機関、医療機関や福祉施設からの相談や問い合わせもある。
- When** **どのタイミングで連絡をするのか**
市町村や保健所等との連携だけではうまくいかない複雑又は困難なケースの場合。
- Why** **なぜ連携が必要なのか**
事例検討会などを通して、地域で支える場合の支援の優先順位の決定や多機関の役割分担等の協議ができる。
- How** **どのような情報をどのように伝えるのか**
誰がどのような状況に困っているのか、これまでに誰がどのようにかかわってきたのか。

32 若者サポートステーション

- What** **どのようなことを依頼できる部署なのか**
15歳から39歳までのニート等の若年無業者を対象に職業的自立など将来に向けた取り組みを支援する。主な支援内容は、個別相談、就労意欲や各種スキルの向上を目指すセミナー、ワークショップ、職場見学、職場体験等となる。また、利用を迷われている方やご家族のことで悩みを持たれている方に向けて、定期的に家族セミナーの開催も行っている。
- Where** **どこに連絡をすればいいのか**
相談者本人、家族・親族、関係者(支援者等)がサポステに電話またはメールで連絡し、来所日程の予約を行う。ご本人が来所されることが前提になっているが、ご本人に来所を勧めるためにご家族に支援内容の説明等も行っている。
- Who** **誰が連絡をするのか**
相談者本人、家族・親族、関係者(支援者等)が連絡をする。
- When** **どのタイミングで連絡をするのか**
相談者本人が就労についての意識を持っているにもかかわらず、どのように活動してよいかかわからないと考えたとき。または、家族・親族等が、本人が迷っていると気づいたとき。
- Why** **なぜ連携が必要なのか**
相談者が適切な就職活動を行うためには、相談者本人の適切な情報、特性を理解する必要があり、そのために緊密な連携関係を築いておく必要がある。
- How** **どのような情報をどのように伝えるのか**
相談者の同意のもと、相談者の主訴、その他、支援推進のために必要な情報を支援機関の担当部署に伝え、情報を共有する。

部署紹介 (行政機関及びその関連機関)

33 発達障害者支援センター

- What** どのようなことを依頼できる部署なのか
診断のあるなしに関わらず発達の違いや凸凹があり、学校生活や家庭生活などにおいて困っている子どもやその保護者が相談することができる。子どもが困っていることについて具体的に聞き取り、どう工夫すればいいか話し合ったり、保護者がどのように関わっていけばいいかを相談したりできる。
- Where** どこに連絡をすればいいのか
地域を管轄する発達障害者支援センターに直接連絡する。
- Who** 誰が連絡をするのか
保護者が依頼する。教育機関や行政機関などから紹介する場合はセンターに連絡し、その後保護者から直接依頼してもらうようにする。
- When** どのタイミングで連絡をするのか
発達障害的な特性があり、学校生活や家庭生活で困難を生じていて、保護者がどのように関わっていいか困っている、あるいは本人自身が困っている場合。
- Why** なぜ連携が必要なのか
具体的な場面での保護者の関わり方を相談できる。場合によっては学校とも連携し子どもの行動変容を促し本人の適応力を向上させ、保護者にも安心感を与えることができる。
- How** どのような情報をどのように伝えるのか
子どもや保護者がどんな時に、どのように困っているのか具体的に伝える。また、これまでの成長歴や療育・教育機関などでの様子や友達との関わり方についてなど。

34 少年サポートセンター(警察機関)

- What** どのようなことを依頼できる部署なのか
全国の都道府県警察に設置されており、少年相談【少年や保護者等の悩みや困りごとについて電話や面接等で相談に応じ指導助言を行う】、立ち直り支援【非行に走った少年や犯罪の被害にあった少年及び保護者に対して立ち直り支援を行う】、広報啓発活動【学校や地域等に対して少年の健全育成及び非行防止に関する情報発信を行う】等を行っている。
- Where** どこに連絡をすればいいのか
少年サポートセンターや警察署の少年係等、また、都道府県警察において「ヤングテレホンコーナー」等の名称で電話やメールによる相談窓口を開設している。
- Who** 誰が連絡をするのか
非行やいじめ、虐待等の子どもに関する問題を抱えている当事者(子ども、保護者等)や関係機関関係者等で「相談・支援・連携」を望む方からの連絡を受けている。
- When** どのタイミングで連絡をするのか
少年や保護者等が、「相談したい」と思ったタイミングだが、問題が深刻化する前に早期の相談が望ましい。非行も病気同様に「早期発見、早期手当」が重要。
- Why** なぜ連携が必要なのか
個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うためには学校、警察、児童相談所等の関係機関がそれぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導助言を行う必要がある。
- How** どのような情報をどのように伝えるのか
「子どもを取り巻く現状」や「問題行動の内容」「子どもへの今までの関わり方」「非行・いじめ・虐待内容」等を伝える。

部署紹介 (行政機関及びその関連機関)

35 生活自立支援センター

- What** どのようなことを依頼できる部署なのか
生活自立支援センターでは、生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困りごとを抱える方の相談支援、各機関と連携した適切な制度案内を行いながら、寄り添った支援を行う。経済的なお困りごとはもとより、ご家族のことや、お仕事、家計や滞納・債務、お住まいのことなど、幅広い困りごとを受け付けている。
- Where** どこに連絡をすればいいのか
お住まいの市町村の生活自立支援センターに連絡する。
- Who** 誰が連絡をするのか
誰でも連絡ができる。実際に支援を行う場合は本人の同意が必要であるため、その後本人と面談を行う必要がある。
- When** どのタイミングで連絡をするのか
本人が困りごとを抱えているとき、または本人と接しているときに何らかの支援が必要だと感じたとき。
- Why** なぜ連携が必要なのか
本人の病状や状態に合う就労支援や福祉サービス、介護サービス等導入の案内、その他支援方針策定のため。また医療費、サービス費等の支払金額の把握や相談のために必要。
- How** どのような情報をどのように伝えるのか
誰がどのような状況で困っているのか、当事者の意向、世帯の状況、現在連携している関係機関の情報など。

36 放課後等デイサービス

- What** どのようなことを依頼できる部署なのか
学校に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を実施するサービス。保護者の時間を保障することや、子育ての悩み等に対する相談を行うことで、障害のある子どもをもつ保護者も支援する。
- Where** どこに連絡をすればいいのか
行政の福祉窓口で障害の状況についての面談を受け、通所受給者証を取得後、ご利用したい放課後等デイサービス事業所に連絡する(事業所の一覧は行政HP等にも掲載あり)。
- Who** 誰が連絡をするのか
障害のある子どもをもつ保護者が放課後等デイサービス事業所に連絡し、サービス内容等の相談、見学を行った後に利用回数等の契約を行う。
- When** どのタイミングで連絡をするのか
6歳から18歳の障害のある子どもが利用可能。子どもにコミュニケーション力、学力や社会性を身につけさせたいとき。保護者が自分の時間を確保したいとき。
- Why** なぜ連携が必要なのか
障害のある子どもが家庭や学校以外の居場所をもつ事で、親や担任教諭には表すことのできない感情を出ることができる。サービス利用中に保護者の時間を確保することができる。
- How** どのような情報をどのように伝えるのか
子どもの障害の内容や問題行動の特徴などをデイサービス事業者に伝える。保護者が期待するサービス内容と事業所が提供できるサービス内容の情報についても話し合う。

部署紹介 (行政機関及びその関連機関)

37 放課後児童クラブ

どのようなことを依頼できる部署なのか

What 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、小学校授業の終了後などに適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童健全育成事業を実施している。放課後児童クラブへの入所について相談できる。

どこに連絡をすればいいのか

Where 在籍する小学校区の放課後児童クラブ又は委託先の学童保育所連合会へ直接連絡する。

誰が連絡をするのか

Who 保護者が連絡する。

どのタイミングで連絡をするのか

When 保護者が労働等により、昼間家庭にいない状態で放課後等に子どもを養育することができない場合。

なぜ連携が必要なのか

Why 仕事と家庭の両立支援や保護者が安心して子育てができる環境をつくるため。

どのような情報をどのように伝えるのか

How 家庭での子どもの様子や子どもに関することで困っていることがあれば、その内容を伝える。

38 あんしん母と子の産婦人科連絡協議会(里親・特別養子縁組)

どのようなことを依頼できる部署なのか

What 妊娠が判明し、自分で育てることが困難な状況にあり、出産したら一時里親に預けるか、養子縁組をしたいと考えている場合、妊娠中から出産が終わって精神的に落ち着くまでサポートをしてくれる。

どこに連絡をすればいいのか

Where 最寄りの児童相談所又は各都道府県が認可した特別養子縁組民間あっせん団体(現在21団体)に相談する。中には産婦人科同士で連携している「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会」もある。

誰が連絡をするのか

Who ご本人もしくはご家族。また妊娠に気づいたお友達も可能。

どのタイミングで連絡をするのか

When 妊娠2週以内だと法的には妊娠中絶も可能。また子宮外妊娠や流産、前置胎盤等、異常が隠れている場合がある。受診は早いに越したことはない。受診しましょう。

なぜ連携が必要なのか

Why 赤ちゃんをご本人の命の安全のため。さらには、赤ちゃんを産んで遺棄したり殺めて大きな事件を起こすようなことにならないため。

どのような情報をどのように伝えるのか

How 本人がおかれている生活背景、親子関係、交友関係。出産しても育てられない理由。まわりにある社会的資源について情報を伝える。

部署紹介 (行政機関及びその関連機関)

39 乳児院

どのようなことを依頼できる部署なのか

What 何らかの理由により家庭養育の困難をきたした概ね0~3歳までの乳幼児に対して、保護者に代わって24時間の衣食住を含む母性的養育を提供。健康と成長発達についての専門知識を持つ保育士と、親子の心理面を支援する心理士と家庭支援専門相談員が配置されており、保護者と協力して子どもの家庭復帰を目指す。

どこに連絡をすればいいのか

Where 乳児院の利用形態は児童相談所の判断による措置入所と、保護者と乳児院による任意契約(ショートステイなど)がある。利用のための連絡先は児童相談所が良い。

誰が連絡をするのか

Who 担当者(保健師、医師など)が乳児院利用について保護者に説明し、保護者から児童相談所に連絡してもらう。子ども虐待の際には担当者が直接児童相談所に通告する。

どのタイミングで連絡をするのか

When 保護者による乳幼児の家庭養育が不十分と判断された際には、担当者から児童相談所に連絡することを促す。乳幼児虐待では虐待致死率が高いので、緊急に対応する。

なぜ連携が必要なのか

Why 乳児院は一時保護を含めた乳幼児入所に24時間対応できる施設。近年では子ども虐待が増加しており、被虐待児の治療的養育も担当できるので、重要性が高まっている。

どのような情報をどのように伝えるのか

How 乳児院は児童相談所から児童票を元にした情報提供を受けるが、医療機関や保健センター、保育園など担当者と必要に応じて関係機関会議を行い、情報共有をさせる。

40 児童養護施設

どのようなことを依頼できる部署なのか

What 保護者のいない子どもや不適切な養育環境にいる子どもなど、家庭では健全に発達することが困難と考えられる児童に対し、安全で安心できる生活環境を提供し、家族との関係を調整しつつ社会への自立を促進することを目的とした施設。施設を退所したものに対する相談や自立に必要な支援等も行う。

どこに連絡をすればいいのか

Where 児童相談所もしくは市町村子育て支援部署に電話等を用いて連絡する。児童相談所が家庭調査を行い、必要に応じて入所が決定される。児童養護施設が直接入所を決定できない。

誰が連絡をするのか

Who 児童相談所が、子どもの年齢・性別・発達状況等を評価した上で、児童養護施設に入所の打診を行い双方で協議される。

どのタイミングで連絡をするのか

When 家庭における子どもの安全・安心が保障されないと児童相談所が判断した時、子どもが明確に家庭に帰ることを拒否し合理的理由がある時、家族の養育困難感が大きい時。

なぜ連携が必要なのか

Why 子どもを不健全な環境から守り、生命に害が及ぶ危険性が軽減させるため。また安定的なアタッチメント(愛着)形成をめざし、社会における適切な対人関係を身につけるため。

どのような情報をどのように伝えるのか

How 子どもの家族構成やこれまでの養育状況、アレルギー歴等の健康上の留意点、発達の程度、コミュニケーションの能力、行動特徴、家族への思い等を伝える。

部署紹介 (行政機関及びその関連機関)

41 児童心理治療施設

- What** どのようなことを依頼できる部署なのか
セラピスト(心理職)とケアワーカー(指導員)が児童養護施設よりも多く、医師(小児科医または精神科医)や看護師も常勤し、原則として施設内に学校も持つ。入所または通所(現状は2週間に1回程度の施設が多い)し、共同生活の中で情緒的な回復と成長を促す。厚労省は診療所の併設も勧めるが、実際は非常勤のみの施設が多い。
- Where** どこに連絡をすればいいのか
入所や通所は児童相談所が措置するので、ニーズの有りそうな子どもは児童相談所へ紹介。併設の診療所(有る場合)は運営が施設毎に異なるため、施設へ直接に問い合わせる。
- Who** 誰が連絡をするのか
入所や通所は児童相談所が施設へ連絡して協議する。併設の診療所(有る場合)については、通常の診療所と同様に保護者や関係者が連絡し、受診の可否や方法について尋ねる。
- When** どのタイミングで連絡をするのか
入所は対象とする年齢が施設によって異なる(たとえば幼児、中学卒業後からの入所などを対象とする施設は少ない)ため、該当する年齢層で、児童相談所の判断で連絡される。
- Why** なぜ連携が必要なのか
それまでの生活環境から離すと共に、学校場面も含めた日常生活場面に沿って、医療領域も含む多職種が協力して情緒や行動の混乱を解決して行き、健全な育ちを取り戻すため。
- How** どのような情報をどのように伝えるのか
心身両面に関する既往や受診状況、心理行動面での課題、家庭状況、保護者の同意や意向の状況、行動化の程度を伝える(閉鎖構造などは持たず、激しい行動化が有ると入所できない)。

42 母子生活支援施設

- What** どのようなことを依頼できる部署なのか
18歳未満の子どもを養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届出ができないなど、母子家庭に準じる家庭の女性が、子どもと一緒に利用できる施設。入所された母親と子どもに対して、心身と生活を安定するための相談・援助を進めながら、自立を支援する。
- Where** どこに連絡をすればいいのか
居住地の福祉事務所が窓口。福祉事務所には、母子・母子家庭の相談窓口があり、相談内容をふまえ、適切なサービスや施設について説明が受けられる。母子生活支援施設の利用申し込みも、これらの相談の中で進められる。
- Who** 誰が連絡をするのか
病院であれば、医療ソーシャルワーカー(MSW)から福祉事務所と連携する。または、地域の担当保健師と連携をとり、福祉事務所を含め調整を依頼する。
- When** どのタイミングで連絡をするのか
母子(ひとり親)家庭で生活することが想定されるとき。特に自立した生活に向けての支援が必要なとき。
- Why** なぜ連携が必要なのか
母子生活支援施設は、地域で生活する母子(ひとり親)への子育て相談・支援や保育機能の強化などの機能強化も図られ、DV被害者の保護から自立支援を進めるための重要な施設となっている。
- How** どのような情報をどのように伝えるのか
児童福祉法改正により、「母子寮」から「母子生活支援施設」に名称が改称された。その目的も「保護する」から「保護するとともに、生活を支援する」と改正されている。母子が自立して生活するために重要な社会資源として活用できることを伝える。

部署紹介 (行政機関及びその関連機関)

43 療育施設

- What** どのようなことを依頼できる部署なのか
運動発達、言語発達の遅れや行動面、学習面に課題のある乳幼児期及び学齢期の子どもの相談、集団療育及び就園就学先訪問支援を依頼できる。医師、心理士及び訓練士による発達、行動、学習面の評価と指導、外来個別療育及び心理相談も依頼できる。
- Where** どこに連絡をすればいいのか
乳幼児健診や医療機関の担当医もしくは就園就学先または役所役場の親子教室の担当者が地域の療育施設の情報を持っている。
- Who** 誰が連絡をするのか
基本的には保護者が直接連絡。保護者の同意の上、就園就学先の先生、乳幼児健診または医療機関の担当医、保健師、心理士もしくは親子教室の先生が直接連絡も可能。
- When** どのタイミングで連絡をするのか
保護者が気になった時はいつでも相談可能。乳幼児健診の担当医、医療機関の主治医から紹介された時。就園就学先または親子教室の先生から紹介された時。
- Why** なぜ連携が必要なのか
保護者が相談、助言、指導を受けることで精神的に安定し、親子関係が改善する。個々の子どもの発達課題への介入により、心身の発達を促し、問題行動を軽減することが可能。
- How** どのような情報をどのように伝えるのか
子どもや保護者が何に困っているのか。医師や就園就学先の先生からどのような事を指摘されたのか。当施設での相談を受けるまでに利用した相談機関または医療機関の有無を伝える。

44 市町村管轄の発達支援

- What** どのようなことを依頼できる部署なのか
発達に課題を持つ全ての子どもの早期発見と、早期支援に繋ぐための相談・指導・診断・検査・判定等ができるよう、設置されている。各地域の人口規模などによって異なるが、乳幼児健診の事後フォローなど、母子保健行政との連携が多くみられる。拠点施設が設置されている場合と、システムで連携されている場合がある。
- Where** どこに連絡をすればいいのか
各自治体によって異なるが、母子保健を担当する部署や、児童発達支援センターに連絡する。市町村のホームページなどで、子育て関連の情報とともに掲載されていることが多い。
- Who** 誰が連絡をするのか
保護者から連絡をすることが一般的であるが、乳幼児健診の事後フォローとして医療機関等からも紹介・情報提供ができる場合もある。転居時には、ケース移管を行う場合もある。
- When** どのタイミングで連絡をするのか
子どもの発達に、課題を感じたとき。保護者自ら気づきで連絡をする場合が多い。乳幼児健診で医師や保健師が指摘、または園の保育士等の気づきから紹介されるケースもある。
- Why** なぜ連携が必要なのか
子どもが生活する場所での理解が大切であるが、就園先との連携、福祉機関との連携、ライフステージを繋ぎ就学後の教育部との連携を行うことなど、行政機関の役割は大きい。
- How** どのような情報をどのように伝えるのか
母子手帳などを参考に、今までの発達の様子を伝える。また、行動面やコミュニケーションの問題は、集団での様子が重要になるため、就園先などの様子も伝える。

部署紹介 (行政機関及びその関連機関)

45 児童発達支援センター及び事業所

- What** どのようなことを依頼できる部署なのか
未就学児やその保護者を対象に、日常生活の基本動作や自立に必要な知識や技能、集団生活への適応訓練等を行うが、定員が10人程度の事業所と30人程度のセンターがある。保護者からの相談に応じ関わり方のアドバイスをしたり関係する保育園との連携を図ったりすることができるが、センターは地域の中核的な役割を果たす。
- Where** どこに連絡をすればいいのか
市町村の福祉課に行き受給者証を取得することが必要。(療育は世帯の所得に応じた負担があるが、年少からは無料)
- Who** 誰が連絡をするのか
保護者が市町村に連絡し利用申請をする。その後市町村は保護者に障害児支援利用計画書の提出を依頼し、面接による聞き取り調査を経て必要に応じその内容に基づき利用開始。
- When** どのタイミングで連絡をするのか
子どもが日常生活をする上で基本的な動作の獲得や集団生活への適応が難しく、専門的な療育が必要な場合。また、集団生活の場での本人・支援者への支援や助言が必要な場合。
- Why** なぜ連携が必要なのか
専門的な療育により日常生活や集団生活適応に必要なスキルを身に着けたり、所属する園や学校への支援や助言を行ったりすることで保護者に子育てへの意欲や安心感を与える。
- How** どのような情報をどのように伝えるのか
自宅での様子や困っていること、所属する集団生活の場で困っていることなどを具体的に伝える。

46 児童自立支援施設

- What** どのようなことを依頼できる部署なのか
児童養護施設よりは少し職員が多く、精神科嘱託医も配置する。非行または虞犯の子どもや環境上の理由で生活指導を要する子どもを入所もしくは通所させ、「育てる」アプローチで社会的成長と自立を促すと共に、退所後の子ども達の相談に応じて助言支援を行う。国立の男女各1施設のみ、子どもの状態に応じて閉鎖処遇も可能。
- Where** どこに連絡をすればいいのか
家庭裁判所の保護処分決定による場合を除くと、入所や通所は児童相談所が措置するので、ニーズの有りそうな子どもは児童相談所へ繋ぐと、そこでの相談経過の中で検討される。
- Who** 誰が連絡をするのか
家庭裁判所での審判により送致される場合の他は、保護者や学校、警察などが児童相談所へ相談する。児童相談所は必要に応じて施設側と協議し、支援内容を検討して措置する。
- When** どのタイミングで連絡をするのか
虞犯行為(家出徘徊、金銭持ち出し、暴力など)で要相談の時。他に、犯罪少年で家庭裁判所からの送致、14歳未満の触法行為(盗み、傷害など)で警察からの通告も行われる。
- Why** なぜ連携が必要なのか
環境要因の関与が大きい場合、健全な文化や生活環境の中で愛情を注がれ心身ともに育つことが必要かつ有用。一方、身体医学的な側面の評価は一般の医療機関の役割が大きい。
- How** どのような情報をどのように伝えるのか
児童心理治療施設と同様の内容や行動化の程度を伝える(全国58施設中、国立でない都道府県立50、政令指定都市立4、民間2は閉鎖構造を持たず、激しい行動化があると入所できない)。

執筆者一覧 (五十音順)

《連携症例集》

秋山千枝子	あきやま子どもクリニック	近藤 直司	大正大学心理社会学部臨床心理学科
家村 明子	久留米市幼児研究所	作田 亮一	獨協医科大学埼玉医療センター子どものこころ診療センター
石井 隆大	久留米大学小児科	鮫島 浩二	さめじまボンディングクリニック
井上 登生	井上小児科医院	田中 英高	OD低血圧クリニック
大西 雄一	東海大学精神科	千葉比呂美	久留米大学神経精神科
岡田あゆみ	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科小児医科学	中塚 幹也	岡山大学大学院保健学研究科
荻田 和秀	りんくう総合医療センター産婦人科	永光信一郎	久留米大学小児科
片岡弥恵子	聖路加国際大学大学院ウイメンズヘルス・助産学	中山 秀紀	久里浜医療センター
金原 洋治	かねはら小児科	平岩 幹男	Rabbit Developmental
川名 敬	日本大学産婦人科	松浦 賢長	福岡県立大学看護学部
金 泰子	大阪医科大学小児科	松岡美智子	久留米大学神経精神科
甲賀かをり	東京大学大学院 産婦人科学講座	三牧 正和	帝京大学小児科
小鳥居 望	小鳥居諫早病院	山下 洋	九州大学病院子どもこころの診療部
小柳 憲司	長崎県立こども医療福祉センター小児心療科		

《連携職種》

磯谷 俊輔	東京大学大学院 医学系研究科 公共健康医学専攻臨床疫学・経済学教室	中島 栄子	聖マリア病院リハビリテーション室
岩田 祥吾	日本外来小児科学会 園学校保健委員会委員	中島 千里	横浜市こども青少年局こども福祉保健部こども家庭課
宇田 和晃	東京大学大学院 医学系研究科 公共健康医学専攻臨床疫学・経済学分野	永光信一郎	久留米大学小児科
内山 有子	東洋大学ライフデザイン学部健康スポーツ学科	濱崎 裕子	久留米大学人間健康学部総合子ども学科
大西 雄一	東海大学精神科	原田 茂喜	南浦和はらだ法律事務所
岡 明	東京大学小児科	平林 優子	信州大学医学部保健学科
片岡弥恵子	聖路加国際大学大学院ウイメンズヘルス・助産学	福山 裕夫	久留米大学文学部社会福祉学科
片岡 靖子	久留米大学文学部社会福祉学科	藤本 保	大分こども病院
片柳 章子	国立精神・神経医療研究センター認知行動療法センター	堀越 勝	国立精神・神経医療研究センター認知行動療法センター
門田 光司	久留米大学文学部社会福祉学科	増田 彰則	増田クリニック
川崎 弘	獨協医科大学埼玉医療センター 子どものこころ診療センター栄養部	松岡美智子	久留米大学神経精神科
川名 敬	日本大学産婦人科	向笠 章子	広島国際大学大学院心理科学研究科
田中 恭子	国立成育医療研究センターこころの診療部児童・思春期リエゾン診療科	山崎 知克	浜松市子どものこころの診療所
		山下 浩	さいたま市子ども家庭総合センター

《連携部署》

浅海 道子	NPO法人 JACFA	清水 知子	久留米市子ども未来部
家村 明子	久留米市幼児研究所	高田 善信	久留米市健康福祉部生活支援課
石谷 暢男	石谷小児科医院	高宮 静男	たかみやこころのクリニック
磯本 直子	久留米市教育委員会	楯林 英晴	福岡県精神保健福祉センター
内野 俊郎	久留米大学神経精神科	堤 隆一	久留米市健康福祉部障害者福祉課
浦部富士子	久留米市保健所	永光信一郎	久留米大学小児科
大曲 仁美	久留米市子ども未来部	樋口 昭子	久留米特別支援学校
荻田 和秀	りんくう総合医療センター産婦人科	星野 崇啓	さいたま市子どものこころのクリニック
片岡弥恵子	聖路加国際大学大学院ウイメンズヘルス・助産学	増田 彰則	増田クリニック
金子 美香	こぐま学園	松岡美智子	久留米大学神経精神科
公文真由美	福岡県筑後地域発達障がい者支援センターあおぞら	向笠 理緒	久留米大学小児科
小石 誠二	川崎こども心理ケアセンターかなで	村上佳津美	堺咲花病院心身診療科
小林 建太	学びリンク株式会社	安永 智美	福岡県警察本部少年課少年健全育成室
権藤 俊介	うきは市社会福祉協議会	山崎 知克	浜松市子どものこころの診療所
酒井 陽一	久留米市子ども未来部	山下 浩	さいたま市子ども家庭総合センター
鮫島 浩二	さめじまボンディングクリニック		

発行所
学校法人 久留米大学
〒830-0011 久留米市旭町 67 久留米大学
発行者：永光 信一郎
イラスト：向野 真由美
編集協力：加藤 明子
印刷：太陽印刷有限公司

本書籍は、令和元年度厚生労働科学研究費補助金(成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業(健やか次世代育成総合研究事業))「親子の心の診療を実施するための人材育成方法と診療ガイドライン・保健指導プログラムの作成に関する研究」(研究代表者 永光信一郎)によって制作されました。(2020年3月)